

燃やす
ごみから
資源へ

紙の リサイクル

雑がみを分別しましょう

雑がみ(雑古紙類)は、工夫すれば「もやせるごみ」にしないで、「雑誌」と同様に分別回収できます。

雑がみとは、

家庭から出る古紙のうち、新聞紙(折り込み広告らしを含む)、雑誌、段ボール、紙パック(飲料用)のいずれの区分にも入らないものをいいます。

例えば、

パンフレット、コピー紙、学校などのプリント類、包装紙、紙袋、紙箱など、普通の紙でできた「雑がみ」です。

ただし、

食品や洗剤などがついているもの、金・銀紙が使用されているもの、プラスチックとの複合素材の製品、使用して汚れたティッシュペーパーなどは除きます。

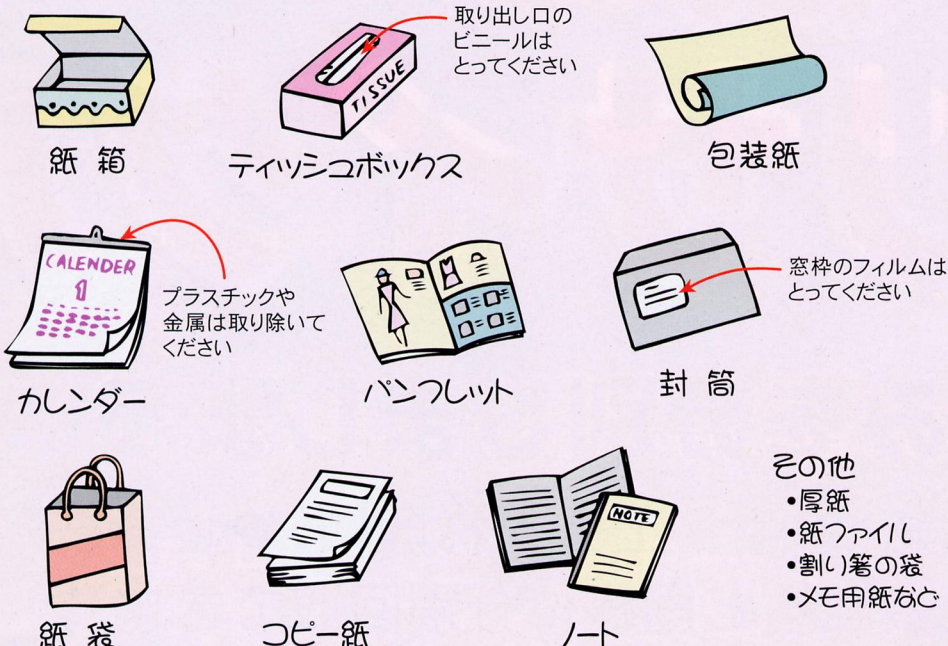


古紙は大切な資源です！

紙のリサイクルは必要です！

リサイクルできる「雑がみ」ってどんな紙

雑がみは分別して紙の部分だけを出しましょう



混ぜないでください

紙類

- 粘着物の付いた封筒や圧着はがき(親展はがき)
- 防水加工紙(紙コップ、紙皿、紙製の食品容器など)
- 油紙 ●写真 ●金銀などの金属が箔押しされた紙
- 合成紙(プラスチック製品で、正確には紙ではないもの。例:選挙の公示用ポスター、投票用紙など)
- 捺染紙(アイロンプリント紙。主に絵柄など布地に加熱してプリントする際に使用される紙)
- 感熱性発泡紙(加熱により発泡するインキが塗布された紙。主に点字関係で使用されるもの)
- 感熱紙(ファックス用紙、レシートなど)
- 裏カーボン紙・ノーカーボン紙(宅配便の複写伝票など)
- 複合素材の紙(プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合わせたもの)
- 臭いのついた紙(石けんの個別包装紙、洗剤や線香の紙箱など)

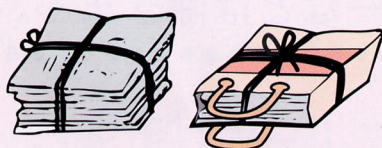
紙以外

- 粘着テープ類 ●ワッペン類 ●ファイルの金具 ●金属クリップ類 ●フィルム類
- 発泡スチロール ●セロハン ●プラスチック製品 ●ガラス製品 ●布製品

混ぜちゃダメ!!



雑がみの出し方



大きさをそろえて(細かいものは紙袋に入れて)、紙ひもで十文字にしばりましょう。そして、雑誌と同じ収集日に出してください。

※お手数ですが、雑誌とは別に束ねてください。

～ごみの分別・収集に関するお問い合わせ～

鴨島環境センター(鴨島地区) TEL.24-5697 FAX.24-5129
西環境センター(川島・山川・美郷地区) TEL.42-5333 FAX.42-5062